# 令和6年度 第1回中央区成年後見制度利用促進審議会 会議記録

●日 時:令和6年6月28日(金)午後6時30分~7時30分

●場 所:中央区社会福祉協議会3階大会議室

●出席者:【委員】13名

委員長 宮崎 牧子(大正大学社会共生学部教授)

副委員長 相原 佳子(野田記念法律事務所)

竹見 敏彦(中央区医師会)

安藤 博規 (東京弁護士会)

安井 正登 (成年後見センター・リーガルサポート東京支部)

鳥居 理英子 (東京社会福祉士会)

前場 京子(中央区心身障害児者の進路と生活を考える会)

小笠原 宣夫 (中央区民生·児童委員協議会)

石川 紫 (月島おとしより相談センター)

鈴木 崇弘(基幹相談支援センター)

井上 一雄(中央区社会福祉協議会在宅福祉サービス部長)

大久保 稔(福祉保健部長)

田部井 久(高齢者施策推進室長)

## 【事務局幹事】

植木 清美(福祉保健部地域福祉課長)

岡田 純(福祉保健部障害者福祉課長)

阿部 志穂(福祉保健部高齢者福祉課長)

河内 武志 (福祉保健部介護保険課長)

武田 知子(福祉保健部健康推進課長)

山田 英子(中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」所長)

(敬称略:順不同)

#### ●傍聴人: 0名

### ●議事次第

- 1 開 会
- 2 福祉保健部長挨拶
- 3 委員・幹事紹介
- 4 委員長の選出
- 5 副委員長の選出
- 6 議 題
- (1) 中央区成年後見制度利用促進審議会について
- (2) 令和5年度中央区成年後見制度利用促進事業報告について
- (3) 令和6年度の事業内容について

## 7 閉 会

## ●配布資料

資料1 令和5年度中央区成年後見制度利用促進事業報告

資料 1 (参考) 中央区障害者計画·第7期中央区障害福祉計画·第3期中央区障害児福祉計画(抜

粋)

資料 1 (参考) 中央区高齢者保健福祉計画·第9期介護保険事業計画(抜粋)

資料2 令和6年度の事業内容について

資料2 (参考) 第2期中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針

資料3 意見票※当日配付

参考資料 1 中央区成年後見制度利用促進審議会設置要綱※当日配付

参考資料 2 中央区成年後見制度利用促進審議会委員名簿※当日配付

参考資料 3 中央区成年後見制度利用促進審議会座席表※当日配付

	次第	発言者	議事の状況又は発言内容
1	開会	地域福祉課長	開会のあいさつ
			委員の出席状況について報告
2	福祉保健部長挨拶	福祉保健部長	福祉保健部長あいさつ
2	<b>油油水煤砂及沃沙</b>	出址从使即以	昨年、成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針を
			定め、令和6年3月に障害者計画や高齢者計画に包含する形で取
			りまとめたところである。
			成年後見制度は、なかなか認知度が上がっていないという課題
			   もあるが、こういった制度を必要な方に必要なときに使っていた
			だくために周知というのが大きな課題となっている。必要なとき
			にその方自体がなかなか判断できないという難しい制度でもあ
			り、使っていただくためには周りの方にこの制度を知っていただ
			くということが大変重要である。
			本区としては、この制度を利用しやすくするのは当然で、若い
			方を含め、より多くの方にこの制度を知っていただき、身近な方
			に必要なときにそれを伝えていただく、そういった仕組みづくり
			が最も重要である。今後、こういった場でのご意見をいただきな
			がら、この制度をよりよくしていく、そして施策を前進させてい
			けるよう、忌憚のないご意見をいただきたい。ご協力を申し上げ、 
			冒頭の挨拶とさせていただく。 
3	委員・幹事紹介	地域福祉課長	   配布資料(中央区成年後見制度利用促進審議会委員名簿)によ
		_ ,,,,,,	り委員・幹事の紹介
4	委員長選出	地域福祉課長	配布資料 (中央区成年後見制度利用促進審議会設置要綱) によ
			り委員長の選出について説明
			宮崎委員を委員長として選出(委員の互選)
		委員長	   前の期に引き続き、委員長を務めさせていただく。ぜひ、委員
			の皆様にはこの審議会で忌憚のないご意見をいただきたい。先ほ
			ど福祉保健部長からあったように、ご本人が必要となったときに
			どうしても判断能力がない状況であるので、周囲がこの制度を利
			用するように、支援していくということが大切だと考えている。
			この審議会の中で検討されたことで、中央区の中で成年後見制度
			を知る人たちが増え、区民の中で浸透していくよう、どんなこと
			を実施していったら良いか検討できたらと思う。ぜひご意見をい

		ただけるよう、ご協力のほどお願いする。
5 副委員長選出	地域福祉課長	配布資料(中央区成年後見制度利用促進審議会設置要綱)により副委員長の選出について説明
		相原委員を副委員長として選出(委員の互選)
	副委員長	現在、成年後見に関しては、法制審議会で新たな改正等が検討されているということはご存じだと思うが、注目いただければと思う。中核機関の重要性が増すことはあっても減少することは絶対にない、非常に重い責任のある機関であると考えている。 微力ながら、委員長を補佐し、副委員長を務めさせていただければと思う。
(会議の公開、傍聴、 配布資料の確認)	委員長	会議の公開、傍聴、議事録の作成について説明を求める。
	地域福祉課長	会議の公開、傍聴、議事録の作成について説明
	委員長	傍聴希望の有無について報告を求める。
	地域福祉課長	傍聴希望なしの旨を報告 配布資料を確認
6 議題(1)中央区成年後見制	委員長	議題(1) 中央区成年後見制度利用促進審議会について及び議題(2) 令和5年度中央区成年後見制度利用促進事業報告につい
度利用促進審議会について(2)令和5年度中央区	地域福祉課長	て説明を求める。 資料1について説明
成年後見制度利用促進 事業報告について		
	委員長	今の説明について、ご質問、ご意見はあるか。
	委員	講習会や講演会について、一般の方々がどういう方法でお知り になったのか、また、どういうお知らせの仕方がより有効だった かなどの傾向があれば教えていただきたい。

委員長

事務局、いかがか。

すてっぷ 中央所長 広報に関しては、一番反響が大きいのは「区のおしらせ ちゅうおう」という区が発行しているお知らせである。ほかにも、広報としては、本会の「社協だより」やホームページ、中央区のホームページにも掲載している。

そのほか、講座によっては、大きな講演会などのイベントについては「集合ポスター」という区内の掲示板に掲示をしたり、社会福祉協議会で発行している小さなお便り類にも掲載しているほか、希望者には郵送で案内を送っている。

やはり一番は、「区のおしらせ」が断トツで、それ以外はほぼ 同じぐらいといった印象である。

委員長

そのほか、いかがか。

委員

23ページにある法人後見について質問させていただく。「区外の法人後見実施団体との連携の強化に努めた」というのは、法人後見は社協が受けて、場合によっては区民後見人にリレーしていくこともあれば、法人として受けてそのまま法人が最後までやることもあると思う。区外の法人後見実施団体というのは、いわゆる社協などではなく、純粋な団体、(FPIC=家庭問題情報センターといったか)のことであるか。

委員長

事務局、いかがか。

すてっぷ 中央所長 おっしゃるように、家庭問題情報センターさんであるとか、法務協会さんなどが連携している団体である。中央区では現在法人後見をやっている団体がないため、法人後見を希望する方がいらっしゃった場合には、区外の団体さんに相談をして引き受けてもらったりという経緯がある。また、その後において、つないだケースから「すてっぷ中央」に相談があった場合には、(区外の)法人後見人として活動されている方々と連携して本人を支援している、といった取組をしている。

委員長

そのほか、いかがか。

委員

24ページに親族後見人のことが書かれているが、区内の親族

後見人は何人いるのか教えていただきたい。

委員長

事務局、いかがか。

地域福祉課長

参考資料「第2期中央区成年後見制度利用促進を盛り込むべき 施策」の27ページをご覧いただきたい。

東京家裁のほうで令和4年1月から12月までに後見を開始 したものであるが、親族後見人は37人中11人である。多いの が、弁護士さんや司法書士さんといったところである。令和5年 は若干減り、33人中7人になっている。

委員長

そのほか、いかがか。

副委員長

今の質問に関連して質問する。成年後見制度の利用促進というのは、できるだけ親族後見でやっていただいて、それをフォローするというのが大きな基本理念だったかと思うが、中央区の傾向として、独居が多い、あるいは適切な親族がいないという特徴があるという認識でよろしいか。中央区として検討するにあたり、「本当は適切な親族がいたほうが良いが、専門職が一定の割合で尽力しなければいけない」ということであるか。

すてっぷ 中央所長 成年後見制度の利用相談がある方は、やはり独居の方、身寄りがない方が多い。基本的にご家族がついている方については、まず相談がないというところで、おっしゃるように身寄りのない方が中心の相談が多くなっている。

委員長

そのほか、いかがか。

(意見なし)

委員長

それでは次の議題に入る。

(3) 令和6年度の事業内容について

委員長

議題(3)令和6年度の事業内容について説明を求める。

地域福祉課長

資料2について説明

委員長

今の説明について、ご質問、ご意見はあるか。

委員

3ページの成年後見報酬助成事業の見直しについて、今の(報酬)要件を教えていただきたい。

委員長

事務局、いかがか。

すてっぷ 中央所長 区長申立て以外のケースについては、施設入所の方と、1年以上同じ病院などに入院されている長期入院の方については、上限が月額18,000円である。在宅の方については、上限が月額28,000円となっている。

地域福祉課長

区長申立ての場合も、補助の上限は社会福祉協議会と同額となっている。所得要件では社会福祉協議会と区で若干異なっている ところはあるが、上限は同じである。

委員

申立ての形態や後見人の資格も問わないということであるか。

委員長

事務局、いかがか。

すてっぷ 中央所長 「すてっぷ中央」で受けているケースについては、後見人の資格は問わないが、親族の方が後見人になっているケースは除かれる。基本的に、報酬の発生する専門職がついている場合は助成の対象となる。

地域福祉課長

基本、区も同じである。区の場合は区長申立てで、後見人のほとんどが専門職になっており、特に制限はない状況である。

委員

報酬助成を受けるには、区長申立ての場合に限られているのか。

地域福祉課長

区については、区長申立ての方に限らせていただいている。逆 に、それ以外(区長申立て以外)については、社会福祉協議会で 助成する場合もあるということである。

委員長

そのほか、いかがか。

委員

報酬助成についてお伺いしたい。今の話を整理すると、区長申

立ての案件は中央区に報酬助成の申立てをする。それ以外の案件は、社会福祉協議会に申立てをするということでよろしいか。所得の要件に関して違いがあるということだが、例えば生活保護レベルまでではなくても、住民税非課税世帯であれば助成の対象なのか。細かい要件などがあれば、教えていただきたい。

委員長

事務局、いかがか。

すてっぷ 中央所長 社会福祉協議会で受けるケースについては、非課税世帯の方と 生活保護受給の方となっている。それ以外に、本人の預貯金額の 上限があり、70万円以下と設定している。

地域福祉課長

区は、生活保護の1.15倍の所得を上限にさせていただいている。

委員

それぞれで分けているのは、何か理由があるのか。

地域福祉課長

その辺りも含めて見直しを考えているところである。

委員

ほかの区にも報酬助成はあるが、それぞれ特徴がある。(ほかに検討すべきとしたら、)上限の金額がいくらになるか、そういったところか。ちなみに、年間でどれくらいの利用実績があるのか。

地域福祉課長

資料1の16ページをご覧いただきたい。区長申立てが令和5年度は3件というところで、親族申立ては社会福祉協議会で7件といったところである。

委員長

そのほか、いかがか。

委員

先ほどの区の報酬助成について、他区町村では区長申立て要件は外れているところが大多数だと思うので、その点をご検討いただきたい。

地域福祉課長

その辺も含め、状況を確認していきたいと考えている。現在は、 区長申立てでないものは基本として社会福祉協議会で行ってお り、そういったところも含め検討させていただきたい。 委員長

そのほか、いかがか。

委員

資料2の3ページ目「新規・充実事業」に4つの項目があるが、 その中のうち、資料2(参考)の10ページの施策8に「チーム の自立支援」というのがある。これについて、「必要に応じて司 法・福祉等専門職から専門的な助言を得る場を設けるなど、チー ムを支援します」と書かれているが、これがもう少し具体的な内 容のことだと認識している。(相違はないか?)

また、新規・充実事業にある(2)の法人後見の実施体制の準備という新規の項目について、いま一つご説明いただきたい。

地域福祉課長

資料2の参考「第2期中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針」の10ページの(15)「法人後見実施体制の評価」に「法人後見実施体制の強化」がある。法人後見を社会福祉協議会でも実施するか検討を行うということと、そのほかの法人後見実施団体との連携を強化していく、といった方針である。

委員長

そのほか、いかがか。

委員

区民後見人の活躍についてお伺いする。専門職から区民後見人への引継ぎや交代があると思うが、例えば複数後見になると、監督人が社会福祉協議会ではなくなるということもありうると考えられる。そのあたりについて、今後の見通しや検討というのは行われているのか、教えていただきたい。

すてっぷ 中央所長 具体的な検討というのはまだ行っていない。ケースの中で複数 後見が適当と判断されるものや、リレーで区民後見人に引き継い でいく必要があるものがあれば、そのケースを見ながら柔軟に対 応していきたいと考えている。

委員

ぜひ、前向きに検討していただきたい。中央区は特に区民後見人、社会福祉士が少ない状況である。法律職は多いが、寄り添うという形で区民後見人にとても期待しているところがある。そういった意味でも前向きに検討していただきたい。

地域福祉課長

区としても、盛り込むべき方針の9ページの(14)区民後見人の活動機会の充実といったところで、リレー方式とか、複数選任による複数後見の実施機会を視野には入れているところである。

委員

受任者調整について質問する。配布資料のうち、どの資料に記載があるか。また、具体的にどのように実施していくのかを教えていただきたい。

委員長

事務局、いかがか。

地域福祉課長

盛り込むべき方針の7ページの(6)「受任者調整等への司法・福祉専門職の助言等の活用」というところと、8ページの(7)「本人の意思を尊重した適時・適切な権利擁護支援の促進」と、(8)「適時・適切な区長申立ての実施」といったところで受任者調整については触れている。

委員

具体的にどういう機関を設けるなどは考えていないということか。

地域福祉課長

流れとしてはつくっているところであるが、状況によっては家 庭裁判所に一任という選択をするときもある。そうでない場合に ついては、候補者を検討のうえ、家庭裁判所に申立てをしている。

委員

そうではなくて、中核機関の中で受任者調整の機関を設けるとか、あるいはこの会議に受任者調整の機能を持たせるとか、そういった考えはあるのかについてお伺いしたい。

委員

ご指摘のとおり、現在、受任者調整は、専門職を入れた総合的な調整の仕組みづくりはできていない。区長申立ての場合は、区と社会福祉協議会の職員が事務レベルで調整はしているが、専門家の意見を聞かないと調整できない場合も考えられる。

社会福祉協議会での申立ての場合も、職員レベルで(調整を)行っているため、今後のためにもシステムをつくる必要があると考えている。どういう形でやるかを区と早急に検討しているところであるが、別の会議体、例えば協議会の中で検討するか、受任者調整会議として切り分けるか、など、効率化も含め検討したいと考えている。

委員長

そのほか、いかがか。

副委員長

受任者調整と同時に、成年後見人等になる方とのマッチングも 非常に重要だと考えている。従前の専門相談では、家族から、専 門職の後見人と(被後見人)の関係や、面談の回数など、いろい ろな不安が寄せられることがあった。一方で、親族間でもめてい て、専門職が間に入って大変だというケースもある。そういった 点で受任者調整というのは非常に重要になってくるが、中核機関 (チーム)でやっていくとなると、結構なボリュームの仕事にな るのではないかと推測される。今後、どこが受皿になって誰が調 整していくかというのは中核機関に期待されるところであると 考える。

委員長

ほかに、ご意見・ご質問はあるか。

(意見・質問なし)

委員長

最後に事務局から連絡事項等があればお願いしたい。

地域福祉課長

会議の時間内に発言できなかったご意見については、意見票で 7月9日火曜日までに事務局まで郵送、メール、ファックスなど で提出をお願いしたい。

次回の審議会は令和7年2月中旬頃を予定している。開催日の 1か月前に開催通知を送付する。

4 閉会

委員長

閉会の挨拶